



小田 新紀 議員  
(拓政会)

**問**

本年4月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部を改正する法律が施行された。「時間外在校等時間」の上限を月45時間、年360時間とし、1年単位の變形労働時間制の適用を可能とするものである。

各自治体で勤務時間の上限に関わる条例や規則が制定され、労務管理と働き方改革が進むことを期待されている。

變形労働時間制導入にあたっては「時間外在校等時間」の上限の遵守が大前提である。今回の法改正に伴い、教職員の働き方改革に対する町の姿勢と取組を伺う。

(1)道教委の「1年単位の變形労働時間制」に関わる意向調査への本町の回答は。また、各学校現場の意見の反映は。

(2)本町において「時間外在校等時間」の上限は遵守されているか。また、「在校等時間」把握のため

に導入した勤怠管理システムの運用における現状と課題は。

**問** 「改正給特法」に伴う教職員の働き方改革に向けて町の姿勢と取組は  
**答** 学校現場の声に耳を傾けながら負担軽減策の推進を図っていく

(3)「時間外在校等時間」の縮減に向けた取組の進捗状況は。

(4)国から働き方改革の「相談窓口」設置が求められているが状況は。

(5)学校における働き方改革の保護者や地域への周知の状況は。

**教育長**(1)この制度は長期休業期間等において休日を集中して確保し、教員がリフレッシュできる時間等を確保することを目的とするもので、早い段階での導入を検討する旨の回答をした。学校からの要望は特になかったが、改めて学校の意見の吸い上げに努め、実際の導入年次は、各学校の勤務実態を十分調査した上で判断したい。

(2)勤怠管理システムを本年6月から全校で運用開始した。6〜10月の月の平均で、上限45時間を超えた教員は小学校146人中17人、中学校89人中29人、全体で235人中46人であった。課題は自席のパソコンでの「出勤」「退勤」処理を忘れることなど、管理職が本人に確認して入力する必要がある

こと、教育委員会に毎月提出するため、入力漏れがないか確認するため時間を要することがある。

(3)「幕別町アクション・プラン」において、目指す指標として定められた部活動休業日の完全実施や定時退勤日の月2回以上の実施、学校閉庁日の年9日以上の実施などの取組は実施されている。さらなる環境整備は必要であり、学校現場の声に耳を傾けながら教職員の負担軽減に向けた取組を推進する。

(4)長時間勤務等の勤務条件やメンタルヘルス不調等の健康障害に関する相談窓口の設置は、北海道教育委員会との連携なども考えられ、整備の手法は今後検討したい。

(5)学校閉庁日は、地域住民に対しては町広報紙やホームページ、児童生徒の保護者には学校を通じて設定日や目的をお知らせしている。各学校では学校だよりで働き方改革に触れたり、参観日における全体懇談会、学校運営協議会で説明しているほか、学校評価にも位置付け一定程度浸透している。

**再質問**「幕別町アクション・プラン」は、現況では不十分ではないか。

部活動は教職員の長時間勤務の大きな要因として考えられる。文部科学省では「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策をまとめた。休日における部活動を段階的に地域へ移行することを掲げている。今後の動向を注視したい。



(文科省HPより)